

令和3年2月定例教育委員会会議録

1. 開会及び閉会に関する事項

(1) 日 時 令和3年2月9日(火曜日)

開 会 15時00分

閉 会 16時00分

(2) 場 所 直方市役所 8階 第808会議室

2. 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 山本栄司

教育長職務代理者 篠田尊徳

委 員 中野昭子、委 員 阿部英子

委 員 内藤誠治

3. 会議に出席した者の氏名

(1) 事務局

教 育 部 長 安永由美子

教育総務課長 熊井康之、学校教育課長 石丸直哉

学校教育課管理主事 大塚泰信、こども育成課長 塩田礼子

文化・スポーツ推進課長 原 寿江、学校給食係長 梅田賢一

(2) 書 記

教育総務課長 熊井康之

4. 会議式次第

○山本教育長

それでは、2月定例教育委員会を始めさせていただきます。

教育長報告をさせていただきます。教育委員会行事報告を御覧ください。

1月19日火曜日、1月定例教育委員会を実施いたしました。内容は、卒業式の教育委員会告示、令和3年成人式についてなどとなっています。

25日月曜日、福岡県への教育要望。県教育庁に要望を行っております。

26日火曜日、文化財防火訓練、直方市の第6次総合計画会議の策定委員会が開催されております。

27日水曜日は、市の第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されております。同日、小中一貫教育本部会議を開催しております。

2月1日月曜日には、定例校長会議を開催しております。令和2年度学校経営の成果と課題について、また、北九州教育事務所管内の管理職退職予定者数や女性管理職の割合、市内の小中学校の退職予定者数などを報告いたしております。

3日水曜日、所属長研最終報告会。

4日木曜日には、直方市のデジタルトランスフォーメーションを推進するためのDX推進本部会議が開催されております。

ここからは予定です。10日水曜日、直方市総合計画策定委員会。

16日火曜日、学力向上検証委員会。

18日木曜日、第2回いじめ問題連絡協議会と初任研閉講式。

2月19日金曜日からは、3月市議会定例会が始まります。

26日金曜日に、教育論文及び実践記録表彰式・発表会が予定されております。以上、教育長報告ですが、御質問はございますか。

では、議案に入ります。議案第30号令和2年度3月補正予算について、お願いいたします。

○こども育成課長（塩田 礼子）

では、議案第30号令和2年度3月補正予算について、御説明いたします。資料1をお願いいたします。議案第30号令和2年度3月補正予算について、直方市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定により提案するものです。

歳出3款2項1目児童福祉総務費25節積立金で1千円を計上しております。これは、市立保育所（中央保育園）の施設整備基金の利子を積み立てるものです。基金条例については3月末で廃止をし、残額については5月を目途に処分する予定としております。2目児童措置費20節扶助費で535万5千円を減額しております。新型コロナウイルス感染症の経済対策として児童一人当たり15,000円の給付を実施しました子育て世帯臨時特別給付金の残額でござ

います。対象者7643人に対して支給をいたしました。3目児童福祉施設費8節報償費で120万3千円を減額しております。ファミリーサポートセンター・子育て広場・親育ちのための子育て支援事業が新型コロナウイルス感染症の影響で事業を縮小したための予算の減額でございます。

歳出3款2項6目保育事業費19節負担金補助及び交付金では、1590万円を減額計上しております。保育体制強化事業補助金は、保育士でなくてもできる仕事をするために保育補助者を雇用した場合の保育所に対する補助金で、私立保育所12園、公立保育所1園、認定こども園1園分として予算をお願いしていましたが、申請が3園の見込みとなっております。

保育士奨学金返済支援補助金は25名分として予算をお願いしておりました。現在のところ申請が1名であり、利用見込みが30月分となっておりますことから、保育体制強化事業補助金を1320万円、保育士奨学金返済支援補助金270万円を不用額として減額計上するものです。

20節扶助費では、6339万8千円を減額計上いたしております。児童福祉施設扶助費で減額する6268万4千円は、私立保育所の運営費で、当初延べ入所者数15480名で見込んでいたところ、実際は延べ利用者数15345人になる見込みとなったこと、加えて年齢構成で0歳から2歳児が予定よりも少なかったことから不用額6268万8千円について減額するものです。

認可外保育無償化給付費は、当初7名で見込んでいたところ、5名となる見込みとなったことから不用額71万4千円について減額するものです。

3款7項1目母子保健事業費8節報償費では、972万9千円を減額しております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1歳半と3歳児健診については、乳幼児健診を集団から医療機関への個別健診に切り替え、その後集団健診を再開したため、個別健診の報償費の不要額がでたもの、また、4か月・7か月健診については個別受診と保健相談については電話相談に切り替えただための報償費の残額でございます。

13目委託料では、149万9千円減額しております。

児童福祉施設で働く人への麻しんの予防接種を実施するために400人分を予算計上していましたが、接種者が246人の見込みとなったため不用額を減額するものです。

10款1項4目幼児教育振興費では、一時預かり幼稚園型補助金として184万円を減額しています。対象者を60人で見込みましたが、利用者が37人の見込みとなっております。

また幼稚園給食費補助金では、54万円を減額しています。対象日数を208日で見込んでいましたが、160日となる見込となっております。

一時預かり幼稚園型Ⅱでは399万6千円を減額しております。対象者を15人で見込みましたが、6人となる見込みとなっております。

多子世帯保育料支援補助金では180万円の減額をしております。対象者を40人で見込みましたが、25人となる見込みとなっております。

続きまして20節扶助費、幼稚園施設型給付費では、5389万4千円を減額しております。幼稚園施設型給付費として対象者を564人で見込みましたが506人となる見込みとなっていることから4,200万円の減額。

認定こども園施設型給付費では、対象者を312人で見込みましたが、126人となる見込みとなっていることから1189万4千円の減額補正をお願いするものです。

○教育総務課長（熊井康之）

10款2項4目トイレ快適化事業として、3億5921万6千円を計上しております。直方南小、下境小のトイレ改修を行います。また、小学校施設老朽化対策事業として、直方北小、新入小、植木小の教室の床の張替えなど、内装を中心とした工事を行います。

10款2項5目賄材料費642万6千円、3項2目調理配達業務委託料515万5千円の減額は、昨年4月・5月の学校休業に伴う減額です。

○文化・スポーツ推進課長（原 寿江）

10款4項2目公民館費の11節需用費におきまして、741万3千円増額補正しています。中央公民館の臨時休館に伴う光熱水費の140万円の減額と、中央公民館の3・4階のトイレを洋式化及び乾式化する改修費用として881万3千円を増額するものです。13節委託料におきまして、365万円減額補正しています。中央公民館の臨時休館に伴う清掃委託料180万円と夜間・休日の管理業務委託料185万円を減額するものです。

12目文化施設費の11節需用費におきまして、114万8千円減額補正しています。ユメニティのおがた退館口改修工事の入札差額分を減額するものです。

13節委託料におきまして618万8千円増額補正しています。ユメニティのおがた等文化施設の修繕料蓄積分218万8千円と新型コロナウイルス感染症拡大に伴う損失補填分400万円を文化施設指定管理委託料に増額するものです。

13目文化振興費の25節積立金におきまして3千円増額補正しています。文化振興基金積立金に利子分を増額するものです。

14目青少年対策費の13節委託料におきまして、167万円減額補正しています。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもの才能の芽を育む事業声楽家による合唱指導事業と音楽創作体験事業ユメミルコードモネアカデミーが、中止となったため減額するものです。

10款5項1目保健体育総務費の25節積立金におきまして、1万1千円増額補正しています。体育施設整備基金積立金に利子分を増額するものです。

○教育総務課長（熊井康之）

専決分、10款2項5目学校給食費3002万4千円は、2月・3月の小学校給食無償化による財源の振替です。

○こども育成課長（塩田礼子）

つづきまして、第2条繰り越し明許費補正についてご説明いたします。第二表 繰り越し明許費補正追加分として3款2項2目児童措置費 やっば直方に生まれてよかったばい臨時給付金の50万円を繰越しております。新型コロナウイルス感染症対策として令和2年4月28日以降に生まれた新生児を対象とした特別給付金事業で、令和3年4月1日までに生まれた新生児を対象としておりましたことから、令和3年度の4月1日出生者を5名と見込み50万円の繰り越しをおこなうものです。

○文化・スポーツ推進課長（原 寿江）

10款4項2目公民館費におきまして、公共施設予約システム導入までにかかる期間が令和4年3月31日となることから、公共施設予約システム構築委託料の440万円を翌年度に繰り越すものです。

同じく公民館費におきまして、先程補正予算で説明いたしました中央公民館の3・4階のトイレを洋式化及び乾式化する改修事業の工事完了予定が6月頃となることから、881万4千円を翌年度に繰越すものです。

12目文化施設費におきまして、坑夫の像整備事業の377万3千円を翌年度に繰越すものです。

坑夫の像については、中之島導流堤から石炭記念館周辺地への移設置までは年度内に完了する予定ですが、移設後の台座周りや周辺底地部分に貼る石材が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中国からの輸入に遅れが生じており、工事完了予定が4月下旬頃となるため、その整備等修繕費用のみ繰越すものです。

○山本教育長

課長のほうから説明がございましたが、何か質問がございましたらお願いいたします。

○阿部委員

ユメニティのおがたへの委託料の増額は、委託料の補填として行われるのですか。

○文化・スポーツ推進課長（原 寿江）

施設の修繕料が218万8千円と、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って事業ができなかったことによる損失分として400万円を補填するものです。

○山本教育長

ほかにございませんか。では、議案第30号につきまして、御承認いただける場合は、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○山本教育長

議案第30号は可決されました。では、議案第31号令和3年度予算について、お願いします。

○教育総務課長（熊井康之）

議案第30号令和3年度予算について、直方市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定により提案するものです。資料に基づき、昨年と大きく変わった項目を説明いたします。

教育総務課では、先ほど説明いたしました10款2項4目トイレ快適化事業として、3億5921万6千円を計上しております。直方南小、下境小のトイレ改修を行います。また、小学校施設老朽化対策事業として、直方北小、新入小、植木小の教室の床の張替えなど、内装を中心とした工事を行います。老朽化対策を行う3小学校は、本年度外壁の改修工事を行っております。

補正予算を繰り越すため記載されておりましたが、大きな事業となっております。

○学校教育課長（石丸直哉）

学校教育課です。大きくは昨年度と変わっていません。令和2年度と比べて

予算額の増減が大きかった事業名について説明をします。

教師用教科書及び指導書に関しては、小学校では約1500万の減少になっています。令和2年度は、小学校において4年に1度の教科書改訂があり、それに伴い予算の増額がありましたが、令和3年度はその増額分が削減されるためです。逆に、中学校においては、令和3年度に教科書改訂が実施されるため、その分の増額が約660万発生するものであります。

外国語指導事業の予算の減額約200万に関しては、委託業者の変更に伴う委託料の減額のためです。

○こども育成課長（塩田礼子）

こども育成課です。令和3年度は、新たに家庭児童相談システムの更新費用として、754万8千円。感田学童クラブのクラブ増に伴い880万を増額。直方南小学校の学童クラブを体育館から教室に移転するための予算増。乳幼児予防健診の情報連携システム改修委託料の増、ロタウイルス予防接種の開始による予算増などです。

○文化・スポーツ推進課長（原 寿江）

文化・スポーツ推進課の令和3年度予算について、主な変更点のみご説明します。2目公民館費の市自治区公民館連合会補助金については、昨年度まで予算計上していましたが、防災地域安全課が実施する直方市自治組織活動交付金と一元化したことに伴い、全額を移管したためゼロとなっています。

3目社会学級費です。高齢者学級や趣味の講座の増額については、今まで市で定めた受講料の中で受講生が自主的に講座を運営していましたが、今年度はコロナで受講期間が短縮されたり、受講生の大幅なキャンセルが発生する等した際に、講座によっては取り扱いに差が生じてしまっていたため、同一条件での運営ができるよう講師謝金の支払いの仕組み等を変更したものです。なお、謝金の単価が増額したものではございません。

12目文化施設費です。文化施設整備事業については、市が実施する文化施設の修繕工事費を計上しておりましたが、新年度の実施予定がないことからゼロとなっています。市制90周年事業の20万円は、来年度より新規委託事業として美術館で子ども美術祭を開催する経費です。

14目青少年対策費です。青少年健全事業の177万2千円の増額は、子どもの才能の芽を育む事業として、新規にプロの音楽家による保育園や幼稚園へのアウトリーチ公演を実施する委託料と、来年度少年少女合唱団全国大会を直方市で実施するための会場借上料の増が主な理由です。

19目文化財費です。その他文化財費の109万円の増額は、報告書作成に係る需用費と多賀神社御神幸映像記録保存事業委託料の増が主な理由です。

10款5項1目保健体育総務費です。直方市体育協会加盟団体育成事業の163万5千円の増額は、新たにスポーツ教室を直方市体育協会に委託することに伴う増です。以上 説明いたしました。よろしく申し上げます。

○山本教育長

各課、説明がございましたが、何か質問がございましたらお願いいたします。では、議案第31号につきまして、御承認いただける場合は、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○山本教育長

議案第31号は承認されました。議案第32号直方市学校運営協議会の設置に関する規則を新規制定する告示について、お願いいたします。

○学校教育課長（石丸直哉）

議案第32号直方市学校運営協議会の設置に関する規則を新規制定する告示について。提案理由、直方市教育委員会事務委員規則第2条第2号の規定により提案するものとします

この規則の目的は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、直方市教育委員会が設置する学校運営協議会について必要な事項を定めるものとしています。学校運営協議会は、コミュニティスクールともいわれています。学校運営協議会は、簡単に言うと、地域の方と学校・PTAが協力して、責任をもって児童生徒を育成していきましようという考え方で、福岡県では、春日市、岡垣町などの市町で先行して実践されています。現在、運営委員会の設置は、市町村の努力義務になっています（文科省より）。

直方市は、一昨年から設置の計画・準備を進めており、直方南小、植木小の2校において、来年度4月から本格的に運営が開始されます。規則については、目的や趣旨、基本的な方針等を定めています。委員は、校区に在住する地域住民、保護者、校長、学識経験者などから、校長の推薦により教育委員会が任命します。

学校運営協議会の具体的な活動についてですが、大きく2つあります。

1つ目は、年度初めに学校の教育目標や学校の教育課程についての基本的な方針を校長が作成しますが、その方針を運営協議会の中で示して承認を頂くこ

とになっています。また、学校経営の評価にもご意見をいただくこととなります。

2つ目は、各学校で毎年行われている地域住民の方との共同の取組、例えば、米作り、餅つき、さまざまな文化的活動等を学校運営協議会が中心となって行っていくことです。それらの活動を行う上で必要な事項を示しています。よろしくをお願いします。

○山本教育長

何か質問がございましたらお願いいたします。では、議案第32号につきまして、御承認いただける場合は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○山本教育長

議案第32号は可決されました。では、続きまして、議案第33号直方市立小学校及び中学校の通学区域に係る規則の一部を改正する規則について、お願いします。

○学校教育課長（石丸直哉）

議案第33号直方市立小学校及び中学校の通学区域に係る規則の一部を改正する規則について。提案理由は、直方市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により提案します。

この規則の改訂についてですが、1点目は、今までの規則だとあくまでも通学区域に特化・限定した内容になっていたため、学校指定をするためのものという内容を含めました。第3条は、現在行っている学校選択が明示されていないため、その内容を盛り込むことによる変更です。新旧対照表をご覧ください。

新の第3条の欄、ただし、委員会が学校教育法施行規則第32条の規定により保護者の意見を聴取して指定を行う場合は、この限りではない。という文言を追加しました。

第4条 指定外就学について、今までは、私立や国立に進学する児童生徒に対応する規則でありました。新しくは、指定外就学を校区外就学と区域外就学の2つに分けて明記することにしました。校区外就学については、直方市内で校区外の学校に行くためのもので、区域外就学とは、直方市外から直方市に住所のない児童生徒を直方市の学校に就学させるためのものです。

新規では、第4条を指定外就学の禁止の項として、校区外就学については、第5条に新たに規定しました。委員会は、施行令第8条に規定する児童生徒の

保護者からの申し立てに相当と認められる事由がある場合は、第3条の規定により指定した学校を変更できるものとする。第6条に区域外就学について明記しました。施行令第9条の規定に基づき、直方市に住所を有しない児童生徒等を学校に就学させようとする保護者は、区域外就学申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて委員会に届け出なければならないとしております。

よろしく申し上げます。

○阿部委員

直方市は何月までに申請しないといけないのでしょうか。

○学校教育課長（石丸直哉）

事情によって変わりますが、弾力化については、10月から11月が期限となります。

○阿部委員

第4条の指定外の学校に児童生徒を就学させてはならないとは、どのような場合ですか。

○学校教育課長（石丸直哉）

第3条による指定のことになります。

○山本教育長

他に質問はございませんか。では、議案第33号につきまして、御承認いただける場合は、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○山本教育長

ありがとうございます。議案第33号は可決されました。

次に、議案第34号をお願いいたします。

○教育総務課長（熊井康之）

議案第34号中学校給食の提供方式の変更について、提案いたします。提案理由は、直方市教育委員会事務委任規則第2条第19号の規定により提案します。

昨年11月24日の総合教育会議にて中学校給食の方向性を協議いただき、

全員喫食、食缶のデリバリー方式となりました。その後、必要となる作業、経費、スケジュール等を作成しましたので、本日、教育委員会の方針として決定したいと考えております。内容を、係長が説明いたします。

○学校給食係長（梅田賢一）

資料5をお願いします。導入にかかる経費としては、初期投資分として、食器、食缶代に2400万円程度、4中学校の搬入口工事に900万円程度、調理搬送委託料に年間9000万円程度、食缶用コンテナなどの備品に700万円程度必要となる見込みです。

必要な作業とスケジュールについては、学校との調整を一学期中に進め、搬入口工事を夏休みに、調理委託業務の準備、契約を年度末に行っていきたいと思っております。保護者説明会も併せて、年度内を目標に作業を進めたいと思っております。

○山本教育長

総合教育会議で議論いただいた中学校給食の今後の方向性ですが、何か質問がございましたらお願いいたします。

では、議案第34号につきまして、御承認いただける場合は、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○山本教育長

ありがとうございます。議案第34号は可決されました。

議案35号については、最後に回します。協議事項に移ります。

直方市教育委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、お願いいたします。

○こども育成課長（塩田礼子）

直方市教育委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、説明いたします。資料の7をお願いいたします。

令和3年度の組織の改編により、母子保健係の業務が市民部に移管されるため規則改正を行うものです。記載の項目について、教育委員会から市民部へと所管が変わるものです。附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行するとしています。よろしくお願いいたします。

○山本教育長

意見等がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、報告事項に移ります。では、続きまして協議事項に移ります。教育委員会議事録の要点筆記への変更について、お願いします。

○教育総務課長（熊井康之）

教育委員会議事録の要点筆記への変更について、ご説明いたします。資料8をお願いいたします。教育委員会議事録については、直方市教育委員会会議規則第12条に基づき作成しております。

現在、資料の3枚目、4枚目のおりの記載となっておりますが、会議内容が伝わりにくい状態です。裾野市の例を挙げていますが、来年度より5枚目、6枚目のおり変更したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○山本教育長

内容が伝わりやすいように変更したいとのことでした。続きまして、直方市美術館条例の一部を改正する条例について、お願いいたします。

○文化・スポーツ推進課長（原 寿江）

直方市美術館条例の一部を改正する条例についてご報告させていただきます。資料9をお願いいたします。

この条例は、直方市美術館の設置や管理運営に関する基準を定めたものとなっております。

今回の改正の趣旨につきましては、美術館の運営に関し、館長の諮問に応じて意見を述べていただく直方市美術館協議会という組織がありますが、その役割・委員の任命基準・任期等の規定上の定めがなく運用されていたことから、その組織を明確に位置づけするため、今回条文の整備を行うものです。

内容を説明いたしますので、資料9の新旧対照表をご覧ください。右側が旧、左側が新となっております。

第3条は、美術館協議会は、館長の諮問により開催することと改正するため、美術館の館長等職員に関する規定がないことから、条を新設し「美術館に館長その他必要な職員を置く。」と整備するものです。

第4条から次のページ第16条までは、条ずれに伴う改正です。

第17条は、美術館協議会に関する規定を新設しています。

第1項は美術館に直方市美術館協議会を置く定義を、第2項は委員の定数を10人以内とすること、第3項は委員を任命する際の基準を、第4項は委員の任期を2年とすると規定しています。第18条から22条までは、条ずれに伴

う改正でございます。この改正は、令和3年4月1日から施行するとしております。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○山本教育長

課長のほうから説明がございましたが、何か質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。では、令和2年度小中学校卒業式について、お願いいたします。

○学校教育課長（石丸直哉）

資料10をご覧ください。3月12日は、中学校4校の卒業式があります。3月16日は小学校6校、17日は小学校5校の卒業式があります。教育委員の出席に関しては、表のとおりです。当日の来賓は、PTA会長と、教育委員のみとなります。よろしくお願いいたします。

○山本教育長

課長のほうから説明がございましたが、何か質問がございましたらお願いいたします。

○篠田委員

当日、教育委員が実際にすることは何でしょうか。

○学校教育課長（石丸直哉）

教育委員には、記念品の贈呈のみを行ってまいります。

○中野委員

マスクの着用はどうなるのでしょうか。

○学校教育課長（石丸直哉）

学校によりますが、着用で統一するよう連絡をしておきます。

○山本教育長

続きまして、研究指定・学校訪問・交流研究会計画について、お願いいたします。

○学校教育課長（石丸直哉）

研究指定・学校訪問・交流研究会計画について説明いたします。

資料11をご覧ください。直方市教育委員会訪問と北九州教育事務所訪問、交流研究会の今後の計画については、表のとおりです。令和3年度の教育委員会訪問は、直方西小学校、上頓野小学校、直方東小学校、直方一中、直方三中の5校を訪問します。

○山本教育長

何か質問がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、その他に移ります。まず、3月行事について、お願いします。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）

失礼します。資料12、令和2年度3月行事予定について説明いたします。

1日月曜日、定例校長会議を行います。

9日火曜日、2年次研究員修了式を予定しています。

12日金曜日は、4中学校の卒業式。

16日火曜日は、直方南小、直方北小、感田小、福地小、植木小、直方東小、

17日水曜日は、直方西小、新入小、上境小、下境小、中泉小の卒業式となっております。教育委員の皆様のご参加をお願いいたします。

19日金曜日は、教育研究所運営委員会を予定しております。

24日水曜日は、小中学校の修了式。

31日水曜日は、臨時校長会議、退職教職員辞令交付式、転入・新任管理職及び新任主幹教諭等の服務宣誓式を開催することとなっております。

○山本教育長

何か質問がございましたらお願いいたします。それでは、会議録署名委員の指名について、お願いします。

○教育総務課長（熊井康之）

2月分の会議録署名は、阿部委員にお願いいたします。

○山本教育長

最後に、議案第35号をお諮りします。よろしくお願いいたします。

※議案第35号については、人事案件のため非公開。

(署名)

直方市教育委員会教育長

山本 栄司

(署名)

直方市教育委員会教育委員

阿部 英子
